

# 補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ： 防災・防犯

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	補助金	防犯	防犯灯整備・維持費用補助金	美郷暮らし推進課	整備補助金	1基につき3/4（上限4万円）	LED防犯灯の設置・交換又は蛍光灯からLEDへの交換にかかる費用	集落の代表者（自治会長）又は自治会からの委託を受けて防犯灯を管理している者	前年度の交換実績に対する補助金を、当年度の自治会運営補助金に併せて交付
					維持補助金	①管球の交換…1基あたり2,700円以内 ②自動点滅装置…1基あたり1,000円以内	防犯灯の管球（蛍光灯）又は自動点滅器の交換費用		
2	補助金	防災	防災士育成事業補助金	総務課		必要な経費の全額（1人につき1回を限度）	防災士の資格取得に必要な費用（講座の受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士認証登録料、旅費）	防災士資格取得希望者	
3	補助金	交通安全	交通安全推進団体補助金	総務課		予算の範囲内で交付	交通安全を推進する団体の事業に必要な費用	・郡交安協美郷支部 ・老人クラブ連合会 ・交通安全母の会 ・その他町長が認めた団体	
4	補助金	交通安全	カーブミラー設置補助金	総務課	新設	1箇所あたり3万円を上限	カーブミラーの設置（新設・更新）に要する床掘、基礎及び取付費※ミラーは支給する	邑智郡交通安全協会美郷支部に所属する各分会	
					更新	1箇所あたり1万円を上限			
5	弔慰金	防災	災害弔慰金	住民課	死亡に対する弔慰金	生計維持者：500万円 その他の者：250万円 ※但し下記の見舞金を支給されている場合はそれを控除			
					負傷・疾病に対する弔慰金	生計維持者：250万円 その他の者：125万円			
					生活再建に関する資金貸付	①次のいずれかに該当する場合 ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね1/3以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円 イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ウ 住居が半壊した場合 270万円 エ 住居が全壊した場合 350万円 ②次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170万円 ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円 エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 350万円 ③被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。	生活の立て直しに必要な左記の費用	①療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がある場合 ②療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がない場合	

# 補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ： 防災・防犯

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
6	支援金	防災	被災者生活再建支援金	住民課		<p>①被災世帯(単身世帯を除く)の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯であるときは、次に定める額を加算</p> <p>ア 住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円</p> <p>イ 住宅を補修する世帯 100万円</p> <p>ウ 住宅(公営住宅を除く)を賃貸する世帯 50万円</p> <p>②①にかかわらず、①のうち2つ以上に該当するときは、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)+①に定める額のうち最も高いものを加算</p> <p>③単身世帯については、①②の規定を準用する。この場合において、①②の「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5,000円」と、①の「200万円」とあるのは「150万円」と読み替える。</p>	自立生活を開始するために必要な費用として支給	被災世帯の世帯主	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類</li> <li>①り災証明書</li> <li>②預金通帳等の写し</li> <li>③本人確認書類の提示</li> <li>④契約書、領収書等の写し(建設、購入、補修等を伴う場合)</li> </ul>
7	補助金	防災	土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業	建設課		<p>補助対象経費の23%以内</p> <p>※設計費10万円、工事費110万円、解体費50万円を上限(国庫補助金等を財源とする場合は、当該国庫補助金等を除いた額)</p>	住宅補強に要する設計費、工事費及び既存住宅の解体費(設計費には、建築確認申請費用を含む。)	土砂災害特別警戒区域内にある居住用住宅の住宅補強などを行う者	
8	補償金	消防	美郷町電気自動車等普及促進・災害時活用促進事業補助金	企画推進課	電気自動車	上限30万円(車種・グレードにより別途補助額を定める)	車両本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に居住し、住民登録があること。</li> <li>補助金の交付を受けようとする者及びその同一世帯の者に町税その他町の徴収金の滞納がないこと。</li> <li>新たに電気自動車等を購入(車両リースの場合は4年以上の期間)又は設置する者であること</li> </ul>	
					PHV車	上限15万円(車種・グレードにより別途補助額を定める)	車両本体		
					災害時連携協定	<p>※災害発生時に町の要請により電気自動車を非常用電源として提供することに協力する。</p> <p>車両購入 15万円 加算して交付</p> <p>V2H(充放電設備)設置 10万円 加算して交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両本体</li> <li>住宅または事業所に電気自動車用充放電設備を導入する費用</li> </ul>		